

令和7年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算

令和7年度熊本市の農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,723千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 使用料及び手数料		32,961	8,057	41,018
	10 使用料	32,961	8,057	41,018
25 県支出金		40,215	3,304	43,519
	10 県補助金	40,215	3,304	43,519
30 繰入金		163,449	△42,965	120,484
	10 一般会計繰入金	163,449	△42,965	120,484
40 繰越金		0	27,227	27,227
	10 繰越金	0	27,227	27,227
60 市債		40,200	10,100	50,300
	10 市債	40,200	10,100	50,300
歳入合計		277,649	5,723	283,372

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		190,927	5,723	196,650
	10 総務管理費	190,927	5,723	196,650
歳出合計		277,649	5,723	283,372

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 総務管理費	農業集落排水施設整備事業	79,778

第3表 地方債補正
(変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	40,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし市財政の都合により繰上げ償還することがある。	50,300	補正前に同じ		
計	40,200				50,300			